



妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業について

母子健康手帳交付時や妊娠後期の面談、アンケート、赤ちゃん訪問にて「伴走型相談支援」を行い、妊婦のための支援給付をお渡しします。

	詳 細
1 回目の申請 (母子健康手帳交付時)	母子健康手帳交付の際に、妊婦給付認定申請書を記入してください。 妊婦給付認定の後、1～2 か月後に口座振込で支給します。 ※妊婦本人が来所できない場合は、後日面談が必要です。 ※「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。
2 回目の申請 (妊娠後期面談時)	<u>妊娠 32 週を迎えられたら、保健センターにて面談を行います。</u> <u>「妊婦のための支援給付アンケート」と「胎児の数の届出書(2回目の申請書)」を面談にて提出してください。</u> ※胎児の人数×5 万円を支給します。本市では、 <u>こんにちは赤ちゃん訪問を実施したのち 1～2 か月後に口座振込で支給します。</u> ※面談の実施が困難な場合は、個別に対応いたしますので相談ください。 ※妊娠 32 週を迎えられた方のうち赤ちゃん訪問実施前に転出予定の方は「妊婦のための支援給付アンケート」のみ提出をお願いします。 <u>「胎児の数の届出書」の提出は不要です。</u> 妊婦のための支援給付(2 回目)の支給は、転出先の市町村にご確認ください。

【注意事項】

- 転出入により他市町村から重複して給付金の支給を受けられた場合は、返還を求めます。市町村 2 か所以上から重複して給付金を受け取らないようご注意ください。
なお、支給状況の確認のため、市町村間で情報共有することがあります。
- 振込できる口座は妊婦本人名義の口座に限ります。申請者名と口座名義が一致していないと振込みできません。婚姻により姓が変更になった方は、申請前に口座名義の変更手続きをお願いします。
- 妊婦給付認定の後に流産・死産等された方も、2 回目の妊婦のための支援給付の対象となります。**
「妊婦のための支援給付アンケート」と「胎児の数の届出書」を期限内にご提出ください。
提出書類の確認後、1～2 か月後に口座振込で支給します。
なお、給付金の受給期限は、起算日(出産予定日から 8 週間前の日) から 2 年になります。

お問い合わせ先

弥富市 健康推進課(保健センター)

母子保健グループ

TEL 0567-65-1111(内線 312)

FAX 0567-65-4300